平成３０年（フ）第４５２号
北海道千歳市新富１丁目21番３号　ハイツフジモリ103号
債務者　小泉　　聡
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４６２号
札幌市東区北26条東18丁目８番20号　グランベルサ５―502号
債務者　佐藤　直行
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４６６号
札幌市西区西野３条５丁目１番５号
債務者　和田　三良
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４７２号
札幌市厚別区大谷地西５丁目２番５号　ティアラパスウェイ弐番館Ｅ棟305号
債務者　芳沢　一樹
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４７７号
札幌市清田区真栄２条２丁目15番２号　セピア真栄Ａ―102号
債務者　竹居田　信
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４７８号
札幌市清田区真栄２条２丁目15番２号　セピア真栄Ａ―102号
債務者　竹居田直美
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４９２号
札幌市北区北20条西２丁目２番20―201号
債務者　高野　尚美
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５０２号
札幌市白石区栄通１丁目５番18―102号
債務者　工藤　真琴（旧姓小野・笹川）
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５１８号
札幌市豊平区平岸３条11丁目３番８―301号
債務者　大滝　沙織
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５８４号
札幌市東区北12条東12丁目３番24号　マトリックス北12条105号
債務者　上小倉妙子（旧姓生田）
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５９号
岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第６地割35番地４　カーサミル201号
債務者　石田　大介
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第７４号
群馬県高崎市双葉町25番28号
債務者　田澤　　瞳
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第７６号
群馬県高崎市双葉町25番28号
債務者　田澤　洋一
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１５４号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井東１丁目13番地18
債務者　大木　宏蔵
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２６号
岐阜県中津川市津島町２番10号　駒場団地３―103
債務者　安井きみ子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（フ）第４１号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原６―７グループホームひまわり寮、住民票上の住所
愛知県一宮市向山町１丁目10番地４
債務者　東出　幸奈（旧姓北辻）
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第５７号
愛知県一宮市昭和２丁目13番22号　パークヒルズ213・305号
債務者　内野　里枝
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第５８号
愛知県一宮市今伊勢町新神戸字郷東38番地シャトー今伊勢306号
債務者　中島　寿章
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部